

「安心ネットづくり」促進プログラムの策定

第 169 回国会において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「改正特定電子メール法」が成立した。これらの法律の趣旨を踏まえ、これまでの取組を整理した上で、総務省における今後のインターネット上の違法・有害情報対策の方向性を明らかにするため、「安心ネットづくり」促進プログラムを本年中に策定することとする。

具体的には、「安心を実現する基本的枠組の整備」、「民間の自主的取組促進」、「親子の ICT メディアリテラシー向上支援」、の 3 つを柱とした総合的な政策パッケージとし、現在、総務省において開催中の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の最終取りまとめとして策定する。なお、プログラムの詳細化と並行して、実施可能となった施策については速やかに着手する。

プログラムの構成と現在想定している主な施策は、以下のとおりである。

1. 安心を実現する基本的枠組の整備

(1) 安心ネット利用のための基本法制の整備等

- 有害情報については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、18 歳未満の利用者に対する携帯電話フィルタリングの原則義務化（保護者同意による解除は可能）を推進する。
- さらに、同法に規定するフィルタリング推進機関の具体化について速やかに検討する。
- 違法情報については、同法附則を踏まえ、プロバイダ等の対応の在り方及び必要な措置について検討する。
- 迷惑メール対策に関しては、「改正特定電子メール法」に基づく法執行を強化するため、必要な体制の整備を行う。

(2) 国際連携推進のための枠組の構築

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を踏まえ、同法制度や民間の自主的取組などについて国際的に連携できる環境作りをめざし、日本主導の働きかけを行う。
- 特に、「ケータイ文化」の先進国である日本の取組（第三者機関である EMA 等の取組）を諸外国に発信することを重視する。

- 迷惑メールについても、その大半が海外発となってきた状況であり、諸外国との連携を強化し、対策に必要な迷惑メールに関する情報交換を促進するなど、迷惑メールの撲滅に向け、日本が先導的な役割を果たしていく。

(3) 地方公共団体の取組促進

- 違法・有害情報について法制度や民間の自主的取組などを踏まえながら、地方公共団体がそれぞれ工夫した取組を行うことを推進する。
- また、これらの取組の情報共有の仕組みを構築する。

(4) 官民実務家ラウンドテーブルの支援等

- 内閣官房が事務局として立ち上げ準備を進めている「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」に、関係者が協力して実効性ある機能を実現できるよう、緊急時の情報共有の在り方など、状況に応じた対応手順の検討等につき積極的に支援する。
- 迷惑メール対策に関しても、関係者間での情報共有を図り、速やかな対応を講じていくために、官民の関係機関の間での密接な連絡・協力体制を構築する。

2. 民間の自主的取組促進

(1) 違法・有害情報の送信防止措置等の推進（民間における規範策定等）

- 違法・有害情報の削除等を進める民間の体制強化の支援を図る。
- 民間における違法・有害情報対策規範の策定を促し、一定のルールに基づく違法・有害情報の削除等を民間の自主的取組として促進する。
- 犯罪予告等の緊急事案に対し、ISP 等の適切な対応を促すための方策を検討する。
- 中小 ISP やその他サイト管理者等が、適正に違法・有害情報の削除等の対応を行うことができるよう、相談窓口の強化を支援する。
- 迷惑メール対策に関しても、ISP による対策を促進するための環境を整備する。

(2) 児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討

- 児童ポルノについて事業者の自主的取組として効果的な閲覧防止策を検討する。

(3) コンテンツ・レーティングの普及促進

- インターネット上のコンテンツに関し、第三者機関によるレーティング基準の策定を促進するとともに、利用者にとってコンテンツ選択の手がかりとなるよう、コンテンツ発信者によるセルフレーティングの普及を図る。

(4) 違法・有害情報対策に資する技術開発支援

- 違法・有害情報の対応を行うコンテンツ事業者等の負担を軽減するために、インターネット上の情報検出技術の開発を支援し、民間における利用の普及を図る。

3. 親子の ICT メディアリテラシー向上支援

(1) 家庭・地域・学校における情報モラル教育

- 関係府省庁と協力し、家庭・地域・学校における情報モラル教育強化策を展開する。
- 家庭や教育現場における子どものインターネット利用に伴う様々な問題への対応の仕方や、それをサポートする政府や民間の取組がワンストップで理解できるような仕組み（マニュアル作成など）を構築する。

(2)ペアレンタルコントロールの促進

- 子どものインターネット利用に関して保護者の適切な管理を可能とする様々な仕組みの周知・啓発を図る。
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の施行に向けて、親権者の意思確認による携帯電話フィルタリングの導入を更に促進する。
- インターネット利用のリテラシーが十分でない者への対策として、適切な携帯電話フィルタリングや携帯電話の開発・利用を促進する。
- 子どもに携帯電話や PC を使用させる際に、親子のメディアリテラシーを強化する仕組みを検討する。

(3) コンテンツ事業者及び第三者機関による利用者啓発活動促進

- コンテンツ事業者等が一体となってインターネットに関する利用者の啓発活動を行う組織を立ち上げることを支援する。これにより、個別では社会貢献活動に取り組むことが難しい中小コンテンツ事業者の参画を促進する。

(4) 有害情報が青少年に与える影響の調査

- 関係府省庁と協力し、インターネット上の有害情報が青少年の心身の発達に与える影響を明らかにすることで、ネット上に生起する様々な事象に対し、迅速・的確に対応する基盤としてのナレッジベースを構築する。